

## 2 被害防止活動の枠組みについて

- 鳥獣被害防止特措法に基づき、市町村を中心に地域ぐるみでの捕獲活動、柵の設置、藪の刈払いによる餌場や隠れ場所の除去（生息環境管理）といった被害防止活動及びジビエとしての利活用が行われています。
- また、市町村では、上記の被害防止活動を担う、「鳥獣被害対策実施隊」を設置しています。  
（令和4年4月末現在：1,234市町村で設置）

### 鳥獣被害防止特措法

○ 農林水産業等の鳥獣被害の防止等を目的として、平成19年に成立。

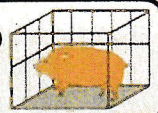
予算措置

基本指針（農林水産大臣が策定）

基本指針に即して作成

### 被害防止計画（市町村が作成）

被害防止のための  
鳥獣の捕獲



侵入防止柵の設置  
追払い活動等



鳥獣被害対策  
実施隊の設置



鳥獣の餌場や  
隠れ場所の除去等



捕獲鳥獣の食肉等  
としての利活用



鳥獣被害対策実施隊は市町村の被害防止計画に基づいて活動  
（隊員は市町村職員、狩猟者、農業者、地域住民等）

【国】

【市町村】